

財務省告示第一二百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年七月二十九日

財務大臣 谷垣 穎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名					
輸入数量					
五	四	三	二	一	
五七一トン	四、ハハ一トン		七・四一トン	一トン	〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一六、一九六トン	三九二トン	六四六トン	六、七一九トン	〇・一四トン	一トン
											一、四七二、三一五トン					
											三九五、九五九トン					
											二七一、五一三トン					
											一四〇トン					
											一一、八八〇トン					
											二三、六五〇トン					
											二、三七七トン					
											三〇五トン					
											一一トン					

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一
三三一トン	○トン	一六二トン	一七五トン	○トン	五トン	一、〇三二トン	三九トン	一一、六四三トン